

平成29年12月25日付け経済産業大臣宛て

本事業は、江差町において平成14年4月から運営されている江差風力発電所（出力21,000kW、28基。以下「既設風力発電所」という。）の更新事業であり、江差町中心部の北東部に位置する既設風力発電所の事業区域約157haを対象事業実施区域として、最大7基の風車による出力約21,000kWの風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域及びその周辺には、自然度の高い植生や鳥獣保護区などの重要な自然環境のまとまりの場が存在しているほか、希少鳥類の生息等の情報がある。また、対象事業実施区域周辺には住居等が存在している。

以上を踏まえ、事業者は次の事項に的確に対応し、科学的根拠を明らかにした上で、本事業による環境影響を確実に回避又は低減すること。

1 総括的事項

- (1) 今後の風力発電設備、変電設備、工事用道路等の設置等、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合は、確実に環境影響を回避又は低減できるよう、事業の規模を縮小するなど、事業計画の見直しを行うこと。

なお、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合においては、事後調査を実施すること。

- (2) 風車の配置計画について、本事業の計画段階配慮書では、重要な自然環境のまとまりの場については可能な限り改変の回避、低減を図るとの環境配慮の方向性が示されていたものの、複数案の検討がなされていなかったことから当該図書に対する知事意見において、施設の配置等に係る複数案を設定して環境影響を回避又は低減するための比較検討を行いその経過等を方法書に記載するよう求めていたところである。しかしながら、本方法書では、既設風車ヤードや旧牧草地など自然度が低い場所が対象事業実施区域内に広く存在しているにもかかわらず、事業成立（採算性）の観点から、重要な自然環境のまとまりの場である自然度の高い森林（エゾイタヤーシナノキ群落）に風車を配置する計画とされ、環境保全の観点からの検討が全く行われていない。

このため、風車の配置計画については、事業採算性の観点のみではなく、自然度の高い植生の区域を避けるなど、環境保全の観点から改めて風車の配置の複数案を比較検討した上で絞り込むとともに、その検討過程を理由を含めて具体的に準備書に記載すること。

- (3) 評価の考え方について、既設風力発電所は環境保全上の課題はないものとの認識から、本事業による環境影響の程度の評価は、現況からの増加分を基本とするとの事業者見解が示されているが、課題がないとの認識は、十分な調査結果に基づくものではなく単に苦情等がないことを理由としている。このため、今後現地調査や聞き取り調査などにより、改めて現況における環境保全上の課題を確認するとともに、それに伴う環境影響の程度を明らかにし、その結果も踏まえた上で、現況からの増加分のみに

着眼することなく、本事業の実施による環境影響の回避又は低減のための環境保全措置を検討すること。

- (4) インターネットによる図書の公表に当たっては本方法書における取り扱いと同様に、準備書以降の図書についても広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、引き続き利便性の向上に努めること。また、今後の手続きに当たっては、住民及び関係団体等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

騒音及び超低周波音による心身への影響については不確実性があることから、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

(2) 水質

工事の実施や地形の変更により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとする。

(3) 動物

ア コウモリ類の調査について、バットディテクターの探知距離等を十分に考慮し、ブレード回転域の高度における飛翔状況も把握可能な手法による調査を実施し、バットストライクの影響について適切に予測及び評価を実施すること。

イ 対象事業実施区域周辺では、専門家等からクマタカ等の希少鳥類の生息等に係る情報がある。このため、これら鳥類のバードストライクや移動経路の阻害、生息への影響等について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(4) 植物

ア 現地調査により重要な植物種が確認された場合は、当該種の生育地及びその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

イ 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略的な外来種の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する区域及びその周囲における侵略的な外来種の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。

また、外来植物の分布拡大は、植物のみならず動物や生態系にも影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対する影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 生態系

ア 注目種については、現地調査の結果を踏まえて候補の見直しを含めて検討の上、適切に選定するとともに、選定の経緯を準備書に記載すること。

イ 工事の実施による土地改変や樹木の伐採については、その範囲を必要最小限とするとともに、特にエゾイタヤシナノキ群落（自然植生度9）に該当する自然度の高い植生の区域及び大型鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る大径木の周辺区域については、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で、原則としてこれらの区域を回避すること。

(6) 景観

ア フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成することなどにより、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとするとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、実際の視覚的印象を反映したものとすること。

イ 対象事業実施区域から近距離に位置する元山からの眺望景観への影響が懸念されることから、本事業の計画段階環境配慮書に対する知事意見において、既設の風車の視覚的印象に関する調査を含め地域住民の幅広い意見を踏まえるなど客観性を確保した調査、予測及び評価の実施を求めたところであるが、本方法書においてはそれらに係る記載がない。

このため、元山からの眺望景観に対する影響については、地域住民、元山利用者、関係団体等に対してフォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ影響が回避又は十分に低減されているか客観的に評価すること。なお、当該評価に当たり、既設風車の視覚的印象を客観的に把握できなかった場合は、現況から既設風車を除いたフォトモンタージュを作成の上、新設風車による影響について適切に評価を実施すること。

(7) 廃棄物等

ア 工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査及び予測を実施すること。

イ 本事業では既設風車の撤去に当たり、その基礎部も含め相当量の廃棄物の発生が見込まれることから、関係行政機関に適正処理に関する対応等について十分確認すること。